



兵庫県
Hyogo Prefecture

東京圏在住&東京圏のキャンパスに通う
大学生・大学院生のみなさんへ

兵庫県での就職を 目指しませんか？



兵庫県内の企業に就職して、県内の対象市町に引っ越した場合に

就職活動にかかった交通費 最大16,000円

引越代 最大108,000円を支給します！

内定後
であれば、
交通費は在学中
(卒業・修了年度)の
申請も可能
です！

交通費補助対象市町（12市町）

姫路市、相生市、赤穂市、三木市、養父市、丹波市、
たつの市、多可町、神河町、太子町、上郡町、佐用町

引越代補助対象市町（7市町）

姫路市、赤穂市、養父市、丹波市、
たつの市、多可町、神河町

申請までの流れ

卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に申請ができます。

※交通費は、在学中（卒業・終了年度）に申請できます。

就職活動

内定

申請

※交通費のみ

卒業・修了

就職・移住

申請

■ 詳細は裏面または右のQRコードからご確認ください。

兵庫県HP ▶ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/hyogo-matching/tihousyusyoku.html>



兵庫県地方就職学生支援事業 (地方就職支援金のご案内)

受付期間：令和8年4月1日から令和9年2月末日まで

★兵庫県内の企業に就職&県内の対象市町に引っ越した場合に

就職活動にかかった交通費

対象市町：表面に記載の12市町

16,000円を支給します

(注意) 提出のあった領収書に記載のある金額が16,000円を下回る場合、その記載額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を支給します。

内定後であれば、
交通費は在学中
(卒業・修了年度)の
申請も可能です！

引越代

対象市町：表面に記載の7市町

108,000円を支給します

(注意) 提出のあった領収書に記載のある金額が108,000円を下回る場合、その記載額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を支給します。

申請方法

受付期間内に申請書と必要書類を添えて、各市町の窓口申請してください(郵送可)。

必要書類：①申請書、②就業先企業による証明書、③卒業・修了証明書(在学中に交通費を申請する場合は在学証明書)、④交通費又は引越代の領収書、⑤本人確認書類、⑥移住元の住所を確認できる資料、⑦地方就職支援金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し(①と②の入手方法については市町窓口にお問い合わせください。)

※地方就職支援金は各市町の予算の範囲内で実施しています。予算上の理由等により支援金の交付が不可となる可能性もございますので、申請前に必ず移住予定先市町の窓口までお問い合わせください。

対象者になるには、以下全ての要件に当てはまっていることが必要です

移住等に関する要件(対象となる方)



移住元に関する要件
(大学と学年と在住地)

● 大学又は大学院の卒業年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内(条件不利地域を除く。以下同じ)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学等を卒業・修了していること(ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業・修了見込みであること)

● 大学等の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること

※東京圏内とは：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県です。

※交通費については、在学中の申請も可能です。詳細は下記 URL 及び QR コードから兵庫県 HP をご確認ください。



移住先に関する要件
(卒業後の進路)

● 申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること(ただし、在学中に交通費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること)

● 兵庫県内の事業実施市町に、申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること(ただし、在学中に交通費を申請する場合は、転入日から1年以上、継続して居住する意思を有していること)



その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること

● 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

● 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること

● その他兵庫県及び事業実施市町が不適当と認めた者でないこと

就業に関する要件(企業への就職に関して)



就業先に関する要件

● 勤務地が兵庫県内に所在すること(ただし、隣接府県への勤務を対象としている市町もあります。)

● 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと

● 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと

● (交通費申請の場合) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと



就業条件に関する要件

● 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること

● 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること

※対象市町(一部、地域)から転居した場合、対象の職を辞した場合等には地方就職支援金の一部または全部の返還が求められます。

地方就職学生支援事業の
詳細について

県内市町の中には当事業を実施していない市町もございます。
また、申請に必要な要件等、市町によって異なる場合がございます。
詳細につきましては移住予定先市町の窓口にお問い合わせください。
県内の事業実施市町とその窓口は
下記 URL 及び右の QR コードからご確認ください。
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/hyogo-matching/tihousyusyoku.html>

